

松阪農業公園ベルファーム条例

改正後		改正前	
<p>(利用料金の減免)</p> <p><b>第10条</b> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除</p> <p>(3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>		<p>(利用料金の減免)</p> <p><b>第10条</b> 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	
別表（第6条、第8条関係）		別表（第6条、第8条関係）	
施設の名称		利用料金	
のみ 蚤の市広場	区分	1区画につき	
	利用料	2,470円	
	テント利用料	1,650円	
わいわい広場	区分	1区画につき	
	A広場	12,900円	
	B広場	14,310円	
	C広場	9,160円	
匠の館 技の工房	区分	利用時間1時間につき	
	利用料	1,750円	
	調理台利用料	160円	
施設の名称		利用料金	
のみ 蚤の市広場	区分	1区画1回につき	
	テントなし	1,650円	
	テントあり	3,300円	
わいわい広場	区分	1区画1回につき	
	A広場	8,600円	
	B広場	9,540円	
	C広場	6,110円	
匠の館 技の工房	区分	利用時間1時間につき	
	利用料	1,040円	
	冷暖房代	130円	

改正後				改正前				
	アートホール	(1台当たり)				ガス代	320円	
		区分	利用時間1時間につき		アートホール	利用料	1,320円	
		利用料	2,470円			冷暖房代	330円	
		調理台利用料 (1台当たり)	160円					
ゲート ハウス	レクチャールーム	区分	利用時間1時間につき		ゲート ハウス	レクチャールーム	区分	利用時間1時間につき
		利用料	1,530円				利用料	810円
グラウンドゴルフ	区分		利用時間1時間につき					
	大人	利用料	310円					
		貸用具利用料	100円					
	中学生以下	利用料	150円					
		貸用具利用料	50円					
貸切 (3時間当たり)		7,470円		(3時間に満たないときは、3時間として計算する。)				